

募集株式の発行等

条文構造

募集事項の決定 ⇒ 申込み ⇒ 割当て ⇒ 引受け ⇒ 払込 (出資)

ア 募集事項の決定等

199条

- 1項：募集事項の決定
- 2項：株主総会によって
- 3項：「特に有利な金額」の場合
→株主総会に理由の説明を
- 4項：譲渡制限種類株式発行会社が、当該種類株式をさらに発行する場合
→（株主総会決議の他に）種類株主総会特別決議を（199条4項、
324条2項2号）
- 5項：募集事項は募集ごとに、均等に

200条[委任]

- 1項：前条第2項及び第4項の規定にかかわらず、
株主総会決議で、取締役または取締役会（取締役会設置会社の場合）への委任

201条[公開会社の特則]

- 1項：199条3項の場合を除き、
199条2項の「株主総会」を「取締役会」とする

202条[株主割り当て]

- 3項1号：定款の定めがあれば、取締役の決定で
- 2号：定款の定めあれば、取締役会の決議で
- 3号：公開会社→取締役会決議で
- 4号：前3号以外→株主総会決議で

<注> 309条2項5号

→199条2項・200条1項・202条3項4号の株主総会は特別決議

公開会社の場合 原則：取締役会決議。株主割当ての場合も。

例外：有利発行（201条1項、199条3項）は株主総会の特別決議

非公開会社の場合 株主総会の特別決議。有利発行の場合も、株主割当ての場合も。

* 株主割当てとは、既存の株主に持株数に比例して株式の割当てを受ける権利を付与して募集株式を割り当てる方法

イ 募集株式の割当て

203条[募集株式の申込み]

204条[募集株式の割当て]

- 2項：募集株式＝譲渡制限株式ならば、割当ての決定は、
→株主総会の特別決議（309条2項5号）、
取締役会決議（取締役会設置会社の場合）、
定款に別段の定めあればそれによる

205条[特則]

総数引受けの場合、前2条適用しない。

206条[募集株式の引受け]

206条の2[公開会社における募集株式の割当て等の特則：

支配株主の変更を伴う時]

→原則通り、取締役会決議によって

ただし、

1項：株主への通知

4項：総株主の議決権の1/10以上の株主の反対あれば、株主総会決議、必要

5項：それは341条と同じ普通決議

ウ 金銭以外の財産の出資

207条[現物出資]

<注>①定款の記載、不要

②発起人に限らない

エ 出資の履行等

208条[出資の履行]

1項：全額払込

2項：全部給付

3項：相殺禁止

4項：募集株式の株主となる権利（権利株）の譲渡は、会社に対抗できない

5項：出資を履行しない場合

→株主となる権利を失う（当然失権）

209条[株主となる時期等]

1項：株主となる時期

2項：213条の2の引受人の株主権の行使

=52条の2第4項、

102条の2第3項

3項：213条の3の株式譲受人の株主権の行使

=52条の2第5項、

102条の2第4項

オ 募集にかかる責任等

211条[引受の無効・取消の主張の制限]

<比較> 51条1項2項、102条3項4項

212条[引受人の責任]

1項

1号 取締役と通じて著しく不公正な金額で

2号 現物出資財産の価額が著しく不足する場合

213条[212条1項2号の場合の取締役等の責任]

213条の2[仮装払込みをした引受人の責任]

=52条の2第1項、
102条の2第1項

213条の3[仮装払込みに関与した取締役等の責任]

= 52条の2第2項、
102条の2第2項

<視点>

